

TOKYO働き方改革宣言

特定事由による長時間残業について抜本的な対策を実施し中小企業でも大企業並みの働き方を目指し全社挙げて取り組みます。

平成29年3月31日

有限会社G

目標

《働き方の改善》長時間労働1か月80時間以上残業がないようにします。

《休み方の改善》休業日を増やし、色々な休暇制度を取り入れ、社員均等に休みをとれるよう取組ます。
年次有給休暇の取得率を今季40%、次年度50%を目指す。

取組内容

《働き方の改善》法令を意識して、将来的に長時間の残業のないワーキングスタイルの確立に取り組みます。
残業に関する担当を決め、随時担当による業務分担の確認、見直しを行う。
長時間労働を抑制するための勤務間インターバル制度を導入する。

《休み方の改善》部署ごとに休暇状況を確認し、部署による年次有給休暇の隔たりがないようにする。
・時間単位での年次有給休暇の制度を整備致します。